

を成功させましょう！！（2015年11月3日～2016年4月25日）

“戦争はさせない”その思いを署名に

署名用紙

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山崎正昭様  
内閣総理大臣 安倍晋三様

## 戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項についてお願いします。

### 【 請 願 事 項 】

- 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

<<http://sogakari.com/?p=1095>>より

## 連続講座「憲法を学ぶ会」

今年も昨年に引き続いて東京慈恵会医科大学小沢隆一教授をお招きして、「憲法を学ぶ会」のPartⅡの実施を予定しています。2000万人署名を成功させる活動と合わせて安保法制廃止や予想される憲法改正の国民投票に向けて日本国憲法および安保法制の問題などについて地域で多くの方々と一層理解を深めて行きたいと考えています。



成城・祖師谷地域「九条の会」

連絡先 道家 03-3484-6655  
根岸 03-3483-6508  
宇田川 03-3416-0341

## ◆連続講座「憲法を学ぶ会」Part I の終了

昨年4月から始めた連続講座「憲法を学ぶ会」は、計7回にわたって開催し延べ300人の参加者があり、好評のうちに11月に終了することが出来ました。

日本国憲法の条文と合わせて憲法の歴史、2012年自民党改憲草案、安保法制の国会での審議内容など幅広く憲法との関連で講演内容を聞くことができ参加者のアンケートからも好評の声が多数寄せられました。

<アンケートからの抜粋>

- ・憲法の大切さを認識身近に感じました。九条も守り抜かなければと思います。とても良い講座でした。  
やはり、じかに講義を聞く事は非常に良くわかるようになるので、これを機会に今後も受講したいと思います。
- ・憲法の話は聞けば聞く程奥深いと大変勉強になりました。  
先生の話の中で歴史を交えた部分も特におもしろかった。
- ・とてもわかりやすく納得できるお話でした。現在おきていること沿ってのお話は何よりも有り難いことです。

## ◇もう一度「日本国憲法」を

### 第二章 戦争の放棄

[戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国民の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## ◇これからの安倍政権の憲法破壊

### ★緊急事態条項の新設

「自民党が改憲の優先項目としているのは、大災害や外国からの武力攻撃に対処するため政府の権限を強化する『緊急事態条項』の創設である。

地震やテロが発生した場合に備えてと言えば、国民の理解が得やすいと考えているのだろう。」<沖縄タイムス 1月12日(火)より>

緊急事態条項とは、大災害や戦争の際の政府・国会の権限や議員の任期を定めるものですが、

「災害については災害対策基本法で、対テロの観点では自衛隊法（自衛隊法第81条の2）で対応ができる」との指摘もある。

<2016年1月10日朝日朝刊、長谷部恭男教授/杉田敦教授の対談より>

もうあなたは署名しましたか？

戦争法の廃止を求める  
2000万人統一署名

子ども・若者、  
世界の人びとの命  
のために

総がかり 検索  sogakari.com

このブックカバーはここからDLできます↑

## <憲法9条の原点 - 戦争放棄と戦力不保持>

1946年6月の吉田首相の国会答弁「本案の規定、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権としての戦争も、又交戦権も放棄したもの」が憲法の原点。

しかし、「日本の安全保障環境は、ますます厳しさを増している」(首相官邸HPより)として昨年9月に「平和安全法制」が成立しました。国際緊張改善に向けた平和的外交の試みや危険性のリアリティを充分に見ないで、70年前に武力の行使と戦争放棄を誓った日本国憲法を解釈で、しかも国民の声も聞かずに強引に「戦争しない国」から「戦争する国」への道に日本は踏み出しました。

## <2015年「日米防衛協力のための指針」と安保法制>

- 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」は、日米の軍事協力のために作成した共同文書。
- 2015年4月のガイドラインで日米軍事協力の範囲を拡大。
- ガイドラインに基づいた今回の安保法制は、平時のうちから自衛隊と米軍その他の軍隊との共同の軍事行動を可能にするという意味で「いつでも」、「どの国とも」軍事行動を共にするための法制整備。

## ◆連続講座「憲法を学ぶ会」Part IIの予定

3月27日(日)、5月29日(日)、未定7月3日(日)、  
いずれも成城ホール集会室、13時30分~16時まで。  
チラシ、世田谷区掲示板、HPで別途詳細をご案内いたします。

<<http://seijososhigaya9.web.fc2.com>>

## ◇これまでの安倍政権の憲法破壊

### ★戦争の放棄(憲法第9条)

「個別的自衛権は合憲、集団的自衛権は違憲」は、1954年の自衛隊創設時の国会答弁が起点で歴代自民党政権は、集団的自衛権は違憲を踏襲してきましたが、昨年7月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定。

### ★国会の臨時会の召集(憲法第53条)

昨年10月22日野党が臨時国会を要求(議員の1/4以上)したが、与党が無視したために臨時国会の召集はなし。  
2012年自民党改憲草案では、「要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。」としている。

### ★地方自治の本旨に基づいて(憲法第92条)

沖縄辺野古代執行訴訟(福岡高裁那覇支部)で、国は私人の権利救済のために用いられる行政不服審査制度を利用して辺野古基地建設を住民の声を聞かずに押し進めようとしている。

(注)「地方自治の本旨」とは、国から独立した団体において自らの意思にもとづいて運営されるという団体自治と、住民自らの意思に基づいて地域の事項を決定するという住民自治を内容とする(「水島朝穂-憲法から時代をよむ」より)。

### ★憲法尊重の擁護義務(憲法第99条)

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。」(第92条)  
今の天皇の発言「ここに皇位を継承するに当たり…みなさんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすこと」1989年1月9日即位後の朝見の儀で発言(『戦争をしない国 明仁天皇メッセージ』矢部宏治文より)。